

WG 座長の選任について

- 運営規程第 29 条第 2 項によると、ワーキンググループ（以下「WG」という。）の座長は、運営委員会の決定により運営委員会委員長が委嘱することとされている。
- 運営委員会において WG 座長について決定を行い、運営委員会委員長により WG 座長の委嘱を行う必要がある。

WG 座長の候補とする署名金融機関等

運用・証券・投資銀行業務 WG	東京海上アセットマネジメント 株式会社 りそな銀行 株式会社
保険業務 WG	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
預金・貸出・リース業務 WG	株式会社 日本政策投資銀行 株式会社 八十二銀行
環境不動産 WG	株式会社 ヴォンエルフ
持続可能な地域支援 WG	三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社

【参考】運営規程（抄）

第 6 章 ワーキンググループ

第 29 条（構成）

1. 運営委員会は、必要に応じてその決議により、ワーキンググループの設置及び廃止を行うことができる。
2. ワーキンググループの座長は、運営委員会の決定により、運営委員会委員長が委嘱するものとする。